

ドイツにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	時計協	(1)	輸出入許可取得の煩雑さ	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約(CITES)に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。 (継続) ・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。 (継続)	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。 ・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	・ワシントン条約
	日機輸	(2)	関税手続きの煩雑さ	・工事件で急遽日本から部材をハンドキャリーする必要が生じた際に、一般的に必要と考えられる書類一式を用意していたにも関わらず、空港税関職員が対応を拒否し、部材が空港留めとなった事例があった。結局業者に手続きを代行してもらい、数日後に部材をようやく受け取った。対応を拒否するというのは極端な例と考えられるが、後日調べたところ、事前の手続き、物品コード選定等手続きが煩雑であり、輸入業者等でなければそもそも対応困難なことが判明した。また、一時、サッカー選手の時計、音楽奏者の楽器が関税取り締まりの対象となったことがあり、出張者の持参物(PC)を説明するレターを別途作り、対応せざるを得ないこともあった。	・商用でハンドキャリーをする場合の手続きを、簡略化すべき。急遽の必要性がある際に、煩雑な手続きが障壁となって、真面目に申請しようとする者が不利益を被る状況は改善されるべきである。 ・また、出張者については、物品を持ち込んでも再度持ち出すことが明らかなので、申告方法など税関側が明示し、不要な手続き、負担を減らすべき。	・関税法
14 税制	日機輸	(1)	配当税免除手続きの煩雑さ	・2017年1月1日に、新規 日・独租税協定が発効し、日系企業の日本本社への配当金にかかる税率が0%と削減された。ところが、この税率を適用するためには、ドイツ税務当局に対し、申請が必要とのことである。これに必要な手続きを行うために、ドイツ税理士に依頼する必要がある。0%とした本来の目的が、いづらか損なわれる状況にあるため、この改善を求めたい。	・日系企業の日本本社への配当金にかかる税率については、無条件に0%が適用され、特別な手続きが不要、とするように改善を望みたい。	・日独租税協定 ・配当金税法
16 雇用	日機輸	(1)	分散型のVISA対応	・労働滞在許可は本来、国の管轄すべき案件であるが、実際は居住地の市レベルの外人局・労働局が担当し、対応にバラつきが出る。特に日本本社からの派遣の場合、要求される書類を初め、対応に差異が生じるようである。同じ市の中でも、担当者によってバラつきが出ることもある。複数の市にまたがるプロジェクトの場合、単一の市に労働が限定されないことも重要である。工事プロジェクト等のために労働局側で用意されているプログラムを、外人局側が承知していない場合もあり、全国的な同質的対応が望めないのが実情である。	・本社が外国にある会社からの社員派遣について、明確な指針、労働局と外人局との認識のすり合わせをし、全国同一の対応を徹底してほしい。 ・また、ある程度の規模の会社、あるいは一定以上のプロジェクトについては、居住地の市ではなく、国のコーディネータを設け、居住地がどこであっても、要件を満たせばスムーズにビザが下りよう、事前の必要書類等を適切に案内、調整してもらいたい。 ・工事プロジェクトについては、例えば労働局側のプログラム(国際人材交換制度: Internationaler Personalaustausch von Fachkraeften und Durchfuehrung von Auslandsprojekten)の存在、あるいはその活用を各外人局に周知願いたい。	・滞在法 ・労働法

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	日機輸	(2)	有期雇用の可否	・有期雇用は可能だが、最長2年であり以降の更新が不可であるため、事業状況に則した柔軟な要員調整が難しい。	・固定期間のない雇用契約締結の制約をなくして欲しい。	
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	著作権補償金の賦課、遡及的課金	・私的複製補償金は、遡及的に課せられることはないはずであるにも拘らず、補償金管理団体は遡及的な課金を主張していて、法的安定性を欠く状況にある。 (継続) ・著作権法改正により、私的複製補償金の金額は、原則として補償金管理団体と業界団体の包括合意によって定められることになったが、両者の基準の解釈の相違から多くの料率について紛争となったり訴訟になっている。また、紛争解決システムが非効率で処理が遅い。補償金管理団体が、包括合意なく且つ実態調査も経ずに不合理に高額な補償金料率表を公表する等、混乱が生じている。 補償金管理団体の契約について調査を開始。 (内容、要望ともに追加)	・私的複製補償金は、補償金管理団体と業界団体の包括合意の場合を除き、遡及的に適用されることがないことを明確にされたい。 ・紛争解決手続きに関する法改正が望ましい。適切な料率の基本算出式を定めるべき。 ・補償金管理団体の契約を見直すべき。	・著作権管理法13条13a条 ・著作権管理法13条13a条
	日機輸	(2)	不十分な特許審査制度	・特許の審査基準が不明確である。特に進歩性の判断基準が、欧州特許庁よりも曖昧であるとされている。 (継続) ・特許審査ハイウェイの制度は、日本とドイツの間で導入されているが、ドイツ国内特許制度に、明確な早期審査の制度がない。特にEPOと比べて、ドイツ国内出願の審査には時間がかかりがちであるため、必要な権利を必要な時に取得できる早期審査制度が求められる。 (継続)	・審査基準を明確化していただきたい。 ・国内法で明確な早期審査制度を規定していただきたい。	
	日機輸	(3)	使用言語の規制	・ドイツ語以外の言語(英語)で特許出願をした場合でも、出願日の確保が可能である。しかし、優先日から15ヶ月以内にドイツ語の翻訳文提出が求められる。 また、PCTからドイツ特許出願を行う場合、ドイツ特許庁に対して英語の明細書を提出する機会がなく、誤訳発生に対する不安がある。 (継続)	・英語出願後におけるドイツ語翻訳提出期間の繰り延べ・延長を進めていただきたい。 ・また、PCTからの移行に対しても、英語での手続きを認めていただきたい。	
23 諸制度・慣行・非効率な行政手続	自動部品	(1)	ドイツ支店の登記手続	・ドイツ国外で設立された法人のドイツ支店の登記を行うにあたり、商業登記裁判所に対して、当該法人の役員全員の公証人の「面前での宣誓供述書」を提出しなければならない。 日本では代理認証が認められており、日本の認証手続に対して、ハーグ条約で領事認証不要とされているにもかかわらず、また、ドイツ国外で面前認証を行ったとしても、ドイツ商業裁判所では、結局書面で確認するしかないにもかかわらず、多忙な役員にあえて「面前」認証を求めるのは、時間と手間がかかる。	・日本法上適法に行われた認証(代理認証)をドイツ商業裁判所でも認めて頂きたい。	